令和８年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金
スマート捕獲等普及加速化事業
ドローン操作研修委託業務
仕様書

１　業務名

新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金スマート捕獲等普及加速化事業ドローン操作研修委託業務

２　事業の目的

イノシシによる農作物被害が増加する中で、被害低減に向けた効率的な捕獲活動が必要となっている。

このため、モデル地区を対象として、本研修を開催することで、ドローンを活用した撮影によるイノシシの生息状況、行動把握に係る専門知識や夜間を含めた撮影技術を習得し、地域指導者の育成を図る。

３　履行期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

４　業務内容

業務の目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修を企画・実施すること。

(1) 研修の開催及び運営

モデル地区（各回最大４名）を対象として、ドローンを活用した撮影によるイノシシの生息状況、行動把握に係る専門知識や夜間を含めた撮影技術の習得に向け現地での実践的な研修について、４回以上、室内での座学研修を１回以上実施する。

※研修に活用するドローンはモデル地区が導入を予定している機種（DJI 製 Matrice4T）と同様の機種を用意すること。

※研修は、令和８年７月３日から７月 21 日までの間で開催し、少なくとも土曜日もしくは日曜日を１日以上含むものとする。

(2) 研修の案内及び受講者との連絡調整等

受託者は、研修の開催にあたって、研修受講者に対して開催案内等を通知すること。また、出席報告を取りまとめ、参加者名簿を作成すること。

その他、円滑な研修実施に必要な調整等を行う。

(3) 事業実績報告

ア　業務の終了にあたっては、本年度の実施結果の記録を取りまとめ、今後の課

題を整理すること。

イ　アに記載の内容を取りまとめた報告書を作成し、成果品として委託者に提出すること。

5　業務の実施方法

業務を円滑に進めるため、業務の内容や進捗等を踏まえて、委託者と随時、メール、電話、打合せ等により、必要な調整、対応の協議等を行うものとする。

6　基本的な業務スケジュール（予定）

7月　　研修会の実施

3月20日まで　　最終実績報告書の提出

7　委託料上限額

1,100,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

8　成果品等の提出について

次の資料を電子データにより委託期間終了までに提出するものとする。

(1) 事業実績報告書

(2) その他業務上で作成した資料等

9　再委託

事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託は原則禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ市の承認を得ることとする。

10　その他特記事項

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。